

令和4年度 第1回文京区バリアフリー基本構想推進協議会

議事録（要旨）

日時：令和4年12月9日（金） 午前10時00分～12時00分

場所：文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

出席者：委員23名（うち代理4名）、幹事6名（うち代理1名）、傍聴0名、事務局9名

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

| No. | 区分 | 所属 | 氏名 | 出欠 | |
|-----|-------|--------------------------------------|--------------------------------|-------|----|
| 1 | 学識経験者 | 岩手県立大学 名誉教授 | 元田 良孝 | 出席 | |
| 2 | | 東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 准教授 | 松田 雄二 | 出席 | |
| 3 | 区民 | 障害者団体 文京区視覚しょうがい者協会 | 吉田 美奈子 | 出席 | |
| 4 | | 文京区肢体障害者福祉協会 | 小西 慶一 | 欠席 | |
| 5 | | 文京区聴覚障害者協会 | (未定) | | |
| 6 | | 文京区肢体不自由児者父母の会 | 住友 孝子 | 出席 | |
| 7 | | 文京区家族会 | 穂積 千代 | 欠席 | |
| 8 | | 文京区知的障害者（児）の明日を創る会 | 田口 隆一 | 出席 | |
| 9 | | 高齢者団体 文京区高齢者クラブ連合会 | 三宅 絢子 | 出席 | |
| 10 | | 商店街 文京区商店街連合会 | 川又 靖則 | 欠席 | |
| 11 | | 町会 文京区町会連合会 | 諸留 和夫 | 出席 | |
| 12 | | 地域員 文京区民生委員・児童委員協議会 | 齋藤 みさ | 出席 | |
| 13 | | 公募 | 茂原 久司 | 出席 | |
| 14 | | 公募 | 土岐 悦康 | 欠席 | |
| 15 | | 公募 | 飯田 義重 | 出席 | |
| 16 | | 公募 | 井本 佐保里 | 欠席 | |
| 17 | | 関係行政機関 | 国 国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長 | 宮澤 豊 | 代理 |
| 18 | | | 東京都 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長 | 飯箸 俊一 | 代理 |
| 19 | 施設管理者 | 国道 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官 | 池田 勝彦 | 出席 | |
| 20 | | 都道 東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長 | 中西 宏 | 欠席 | |
| 21 | | 区道 文京区 土木部 道路課長 | 村岡 健市 | 出席 | |
| 22 | | 都立公園 東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長 | 岩澤 一嘉 | 代理 | |
| 23 | | 区立公園 文京区 土木部 みどり公園課長 | 吉本 眞二 | 出席 | |
| 24 | 交通管理者 | 富坂警察署 交通課長 | 藤本 泰彦 | 欠席 | |
| 25 | | 大塚警察署 交通課長 | 永吉 申二 | 代理 | |
| 26 | | 本富士警察署 交通課長 | 渡邊 順一郎 | 出席 | |
| 27 | | 駒込警察署 交通課長 | 山下 宏 | 代理 | |
| 28 | 交通事業者 | 地下鉄 東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長 | 篠原 睦 | 出席 | |
| 29 | | 東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長 | 山本 康裕 | 欠席 | |
| 30 | | 都営バス 東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長 | 與田 伸子 | 出席 | |
| 31 | | 区コミュニティバス 日立自動車交通株式会社 安全運行部 | 坂口 央 | 欠席 | |
| 32 | 関係事業者 | 社会福祉法人 桜栄会 高齢者あんしん相談センター駒込 センター長 | 新堀 季之 | 出席 | |

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

| No. | 所属 | 氏名 | 出欠 |
|-----|---------------------|--------|----|
| 1 | 文京区企画政策部長 | 大川 秀樹 | 欠席 |
| 2 | 文京区福祉部長 | 竹越 淳 | 出席 |
| 3 | 文京区都市計画部長 | 澤井 英樹 | 出席 |
| 4 | 文京区土木部長 | 吉田 雄大 | 欠席 |
| 5 | 文京区企画政策部企画課長 | 横山 尚人 | 欠席 |
| 6 | 文京区アカデミー推進部スポーツ振興課長 | 野苺家 貴之 | 出席 |
| 7 | 文京区福祉部福祉政策課長 | 福澤 正人 | 欠席 |
| 8 | 文京区福祉部障害福祉課長 | 橋本 淳一 | 代理 |
| 9 | 文京区都市計画部都市計画課長 | 下笠 博敏 | 出席 |
| 10 | 文京区土木部管理課長 | 佐久間 康一 | 出席 |

会議次第：

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 副会長指名
- 4 正副会長挨拶
- 5 議題
 - ・文京区バリアフリー基本構想 中間評価（案）について
- 6 その他
- 7 閉会

配付資料：

- ・次第
- ・委員名簿
- ・文京区バリアフリー基本構想中間評価（案）
- ・文京区バリアフリー基本構想中間評価【参考資料】（案）

議事要旨：

1 開会

- ・下笠幹事（都市計画課長）より開会挨拶
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用と発言時のマイクの使用、円滑な議事進行への協力を依頼
- ・配付資料の確認
- ・委員の出席状況等の報告

2 委員紹介

- ・下笠幹事（都市計画課長）より委員紹介

3 副会長指名

下笠幹事（都市計画課長）：東京大学名誉教授の西出先生が本年3月19日にご逝去されました。学識経験者の委員について、同じ大学の松田先生にご相談申し上げたところ、お引き受けいただけることとなりました。現在副会長がいない状況のため、本日、本協議会の副会長を決めていただきたいと思います。文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱第5条第4項の規定に基づき、副会長は会長が指名することとなっておりますので、元田会長より副会長の指名をお願いいたします。

元田会長：松田委員に副会長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

全員：異議なし

4 正副会長挨拶

元田会長：本日はお集まりいただきありがとうございます。本協議会副会長を務めていた東京大学名誉教授の西出先生が本年3月19日にご逝去されました。西出先生がお亡くなりになられお悔み申し上げますとともにご冥福をお祈り申し上げます。

本会議は令和2年にスタートしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面の会議は今回が初めてとなります。本年度第1回となりますが、後がなく1回の会議でとりまとめていくかたちとなりますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

松田副会長：東京大学の松田と申します。西出先生との関係性を申し上げますと、西出先生が赴任して初めての学生で、西出先生の下で勉強してまいりました。建築計画学を専攻しており、特に障害者施設に関する研究を行っています。まちづくりの面でも色々活動しており、他の区でもお手伝いをさせていただいております。若輩者で勉強しなければならないことも多いですが、一日も早く皆様のお力になれるよう取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

5 議題

文京区バリアフリー基本構想 中間評価（案）について

- ・下笠幹事（都市計画課長）より資料を説明

諸留委員：まち歩きの時点からお伝えしていますが、41ページの【坂道のバリアフリー】について、文京区は非常に坂道が多いですが、エスカレーターをつけるわけにもいかないのどうしようもなく、車いすで坂を上るのが絶対に無理な坂道もあります。ハード整備での解決は困難で結局回答が出ないため、47ページにあるように安全対策として平坦な踊り場にベンチを設ける等の取組が挙げられています。そもそも障害から束縛されない、自由な、といった意味の「バリアフリー」という言葉に無理があるため、一段下がって「準フリー」のような新たな言葉で表現されるとよいと思います。すべての取組がバリアの除去につながると勘違いされてしまうのではないのでしょうか。

38ページのトイレの名称に関して、「車いす使用者用トイレ」、東京都の規則では「だれでもトイレ」と呼ばれていることについて、他に代わるいい言葉があるとよいと思います。どういった表現が適切かどうか、代案を示しながら進めていただきたいです。以上です。

元田会長：前半は坂道、後半はトイレの名称についてご意見をいただきました。これに対して何かご意見等がございましたらよろしく願いいたします。

下笠幹事（都市計画課長）：坂道は難しい課題なのですぐに対応できる課題ではないと考えております。トイレについて、バリアフリー法の表現に倣っているため、今のところ表現を変えることは想定しておりませんが、将来的にはバリアフリーに代わる表現等も出てくる可能性があるため、法律等に従っていきたいと思います。

元田会長：坂道については、施設のエレベーターで高低差を解消する例があります。松戸市のイトーヨーカドーや海外でも事例が見られます。

松田副会長：建築設計標準の改定にも関わっておりますので、そこでの議論を紹介させていただきます。これまで、「だれでもトイレ」という名称でしたが、文字通りだれでも使ってしまい、本当に使いたい人が使えない状況になっており、車いすユーザーを中心とした方々から使い手を限定して欲しいという議論があり、改定がありました。どういった名称が良いのかについて、車椅子使用者用トイレやオストメイト用設備を備えたトイレ、乳幼児連れ用設備を備えたトイレを「バリアフリートイレ」と総称し、設置された設備を別途表示するなどの考え方も示されていますが、わかりにくい部分もあろうかと思っております。だれでもではなく、本当に使いたい人が使えるように、記載の仕方の工夫やすべての機能を入れ込むのではなく、機能を分散するなどうまく整理していきたくと思っています。

元田会長：本当に使いたい人が使えないといった状況に関連して、盛岡駅の近くの菓子駅では、男女が不

適切な利用をすると駅員が怒って夜間の使用を禁止した事例がありました、それはそれで不便になるということもあり、大変難しい問題だと思います。

澤井幹事（都市計画部長）：坂道のバリアフリー対策として、最近の事例では、湯島で周辺施設のエレベーターを一般開放した事例があります。坂道は文京区の魅力の1つでもあります、民間施設と連携して、建物内の通路をだれでも通ってよいとするなど、バリアを解消する方法もあるので、区としてはそういう開発を出来るだけ推奨するといった方策を行っていきたいと思います。

元田会長：湯島の坂道については、B-ぐるを利用する方からとても便利になったという話を伺いました。他にご意見等がございましたらお願いします。

篠原委員：22ページの東京メトロ江戸川橋駅の未着手事業について、「エレベーター内の鏡の改修」が挙がっており、下部までの設置が求められておりますが、バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）では、鏡の設置は「床上 40cm 程度から 150cm 程度」との記載があり、現地を確認すると床上 35センチでした。事業内容に関して、参考資料 38 ページに写真と所見が載っていますが、どれくらいの高さが望ましいのか、どういう点が見にくかったのか、具体的な内容がわかれば教えてください。

東京メトロでは、スマートフォンを使用して視覚障害者を誘導するといった案内サービスを進めています。41ページに「ながら歩き」をしないと記載がありますが、上記サービスの利用者を傍から見るとそのように見えてしまいますので、その辺の表現の仕方に工夫が必要であると感じました。

三宅委員：平成 28 年から本協議会に参加していますが、90歳を迎え、聴力が落ちたと悲しんでいるところです。マイクの活用をお願いいたします。さて本題ですが、バリアフリーの名称につきましては、障害者に限らず、社会全体で常用化されている非常によい言葉であると感じています。以前行ったまち歩きでは、東京ドームを点検した際、障害者の席がありました。5席ほどしかなく、付き添いの人が座れる席も欲しいと申し上げました。坂下通りでは、「バリアフリーのために道路を改修」という工事看板が出ており、バリアフリーの工事と聞いて「お疲れ様です、ご苦労様です」と一声かけています。車いすを押す機会がありますが、乗っている人が大変だと感じていたところだったので、道路が改善されるということで安心しました。坂下通りにおいては、地域からの申し出もあったと伺いましたが、日本全国どこでもバリアフリーの工事が行われているということは、今不便を感じる場所においても、少しの間は我慢して、障害者を含む多くの方がここに住んでよかったと思えるまちが出来るとよいと感じました。今の社会は高齢者にとって住みよいと実感しています。ありがとうございました。

住友委員：文京区総合福祉センター周辺の道路について、坂道から下りたところの建物側の歩道に傾斜が生じていて歩きにくいです。高齢者、障害者等が使用する施設の周辺なので、車いすや訓練靴を履いた人などいると思いますので、以前、何とかならないかと提案させていただきましたが、対応が難しいとの回答をいただきました。改善されている箇所もあるようで何とか整備してほしいと感じたのでまたお伝えさせていただきました。

村岡委員：三宅委員のご発言にあった坂下通りは、舗装工事を行っています。住友委員のご発言にあった巻石通りは、無電柱化の工事に取り組んでおり、最近では埋蔵文化財の調査が終わり、今後特殊部の工事に進んでまいります。バリアフリー工事に取り掛かり、完成するのは令和 9 年、10 年頃の予定なので、もう少し待っていただければと思います。

諸留委員：巻石通りは、歩道幅員が狭く傾斜が生じているため、どうしようもないのではないかと。こんにゃく閻魔の前の通りは、道路が民地にかけて下り勾配となっており、雨が降ると玄関前などが水浸しになることがあり、改善が難しいように感じます。バリアフリー整備が難しい場合もあることを受け入れる必要があると思います。

元田会長：道路の擦り付けはとても難しいですが、その中で頑張ってくださいと思います。

吉田委員：資料のすべてが頭に入っているわけではないので、文字を追うことができないのですがご了承ください。視覚障害者向けの様々なサービスはとても便利だと思いますが、人の力に勝るものはないので、こういったサービスは周りにだれもいないところで使う場合に限ると感じています。

資料本文の法律に則っている旨の記載については、言い訳がましいように感じます。

江戸川橋駅のエレベーターは、地上からだと見つけるのが困難です。道路課が動いてくれましたが、バリアがあって、なかなか上手にできないという現実を目の当たりにしました。こんにやく閻魔周辺の視覚障害者誘導用ブロックはボロボロなので、改修はいつ頃行われるのか教えていただきたいです。

また、整備が終わった区間について、その改善の工事はいつ頃行われますか。整備内容があまりよくなるとき、次の整備は何年後になるのか教えてください。

元田会長：1つ目の江戸川橋のエレベーターまでの誘導についてご回答をお願いします。

村岡委員：エレベーターから地上にあがると、区道をはさんで都道につながるという複雑な形状となっています。区道には歩道がないので、視覚障害者誘導用ブロックの設置が難しい状況です。横断歩道の設置も検討しましたが効果が少なく、シグナルエイドの活用についても難しいとご回答いただいております。都道については、視覚障害者誘導用ブロックの設置に向けて検討を行っていると同っております。

白山通りの件については、都道なので先日頂いたご意見につきましては、都道の担当者にお伝えさせていただいております。

下笠幹事（都市計画課長）：次の出来上がった工事に関するご質問につきましては、確認とはバリアフリー整備状況がどうなっているかの確認方法ということによろしいでしょうか。

吉田委員：使い勝手がいいのかも含めての確認です。

下笠幹事（都市計画課長）：中間評価としては現在の内容をもとにとりまとめていくかたちになりますが、基本構想の見直しの時期にはまち歩きワークショップ等を行いながら基本構想見直しに向けた検討を進めていきたいと考えております。

澤井幹事（都市計画部長）：基本構想を策定し10年目が近づいています。最終的な評価の時期が近づ中、おそらく今後また協議会等でお集まりいただき、ご検討いただく次のステップがあることを念頭に置いております。具体的に気になる場所があれば、この場でなくてもよいのでお伝えいただけますようお願いいたします。所管する事業者に伝えたいうえで改善策を講じることも考えられるので、具体的なご指摘をお願いします。

吉田委員：わかりました。何度かお伝えしたことがあるのですが、計画に入っている道路かわかりませんが、桜並木の環三通りに視覚障害者誘導用ブロックが整備されているのですが、交差点に向けて線状ブロックを車道側に一度寄せるような引き方をしており、それだと直進だと勘違いして道路に出そうになる箇所がいくつかあります。危険であると何度かお伝えしていますが、なかなかご対応いただけない状況です。白山通りのボロボロとは異なりますが、せっかく整備していただければ、配置等についても十分に留意いただきたいです。

村岡委員：個別の対応を検討したいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

齋藤委員：民生委員として、今回の協議会から参加させていただいているため、これまでの経緯がみえていない中での発言で申し訳ないのですがご了承ください。基本構想について、ハード面をいかに活かすか、ソフト面をいかに活かすか、ソフトの部分の中のさらにソフトな部分がどうなっているのか資料を読んでいて思いました。サービス介助士として子どもたちにバリアフリーについて知ってほしいとの

思いで福祉学習のお手伝いをしています。人が気づくことでバリアフリーが本当に活躍するものだと思っております。例えば、私たちが教えるのではなく、子どもたち自身に気づいてもらうという取り組みを先日行いました。子どもに限らず大人もまずは知ることが大切で、知ったうえで、考え、手助けをすることを進めていきたいと活動しています。

コミュニケーション支援ボードについて、設置してあっても見えないところに埃が被った状態で「筆談あります」と小さく掲示されるのをよく目にします。選挙の際、投票所のコミュニケーション支援ボードが設置されているか確認しましたが、とてもわかりにくいところに表示されていました。設置について、わかりやすいところに案内を掲示するとともに、担当者が適切に活用できることが重要だと思います。

下笠幹事（都市計画課長）：ハード・ソフトの両方を特定事業に位置づけており、事業実施状況のうち、案内等のソフト事業は継続となっています。ハード事業だけでなく、ソフト事業についても今後さらに充実させていきたいと考えております。

澤井幹事（都市計画部長）：資料の25ページに心のバリアフリーワークショップに関する記載を設けており、毎年、文京区総合福祉センター祭りにおいてバリアフリーについて考える機会を設けています。バリアフリー基本構想は、移動の円滑化が主旨であります。物理的なバリアの解消のほか、コミュニケーションや心の在り様についても重要であるをご指摘いただきました。なかなか取組の方向性がつかみにくく、ワークショップの中でバリアフリーに関する感想を参加者に募り、その結果を資料にまとめています。バリアフリー教育、啓発といったことを色々な世代の人がどうやって理解していくのか、テーマとして本当のバリアフリーはそこにあるかと思えます。ハード整備のような物理的な取り組みに比べ、心の問題については、正解を見つけるのがなかなか難しい分野ではありますが、基本構想の次の段階においてこの部分をグレードアップしていけるとよいと考えております。また、基本構想のさらなる充実を目指しご協力をお願いします。

吉田委員：障害やバリアを十分に理解していただくためには、福祉センターのイベントだけではなかなか進まないと感じています。障害教育の場所が限られており、20年も前から取り組んでいますがなかなか根づいていないという課題があります。ソフト事業が91%達成できているという説明がありましたが、そういったところを見るとまだまだだと実感します。ハード整備がいくら進んでも、視覚障害者が一人で移動することはなかなか難しい現状をご理解いただきたいです。

トイレについては、東京都では機能分散を進めると言っていますが、視覚障害者としては、トイレを見つけてそこが空いていたら利用したいというのが本音です。モラルのない人への啓発は必要ですが、単純に使いたい人が使えないとってしまうのも問題だと思います。子連れでのトイレも大変なので、一概には言えないような気がします。もっともっと前に進んでいけるとよいと思いました。

三宅委員：心のバリアフリーに関する話題は、これまでの協議会でも挙がっていましたが、双子ベビーカーの乗車拒否に関する話題がニュースになっていましたが、これについてもハードではなく、やさしい心が必要であり、バスの運転手が知らぬ顔をするなど心のバリアフリーの重要性を理解できていなかったことが問題だと思います。だれにでも実践できることで、ハード整備にお金をかけるよりも簡単にできることだと思いますので、みんなが大切な思いやりをもって、大切な言葉や考え方が持てると思います。

元田会長：中間評価の実施にあたり、まち歩きワークショップの予定がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でなくなってしまった経緯があります。ソフト面については、今後の課題であり対策を考える必要があります。事業に入るかはわかりませんが、学校での教育など、関連する施策も盛り込

めるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

諸留委員：バリアフリー基本構想を主管しているのが都市計画部なので、心のバリアフリーについては、対象が広がり過ぎて收拾がつかなくなるのではないかと懸念しています。28ページにバリアフリー法改正の記載がありますが、法律への記載の有無以前の話しであるような気がします。優先席は譲るなど、家庭での親の教育が一番重要だと思います。児童相談所の相談件数や虐待の数が右肩上がりとなっている中、法律に則って対処することと、それ以前の問題とで線引きが必要であり、どこまでをバリアフリー基本構想の対象とするのかを検討した方がよいと思います。

住友委員：心のバリアフリーの啓発について、学校教育との関連や家庭状況が複雑になっている中で、こういった面にも気を配ることができるのか懸念されますが、これからの課題であることは確かです。ハード整備は年月が経てば必要に応じて改善されていきますが、心のバリアフリーはそうはいかないので、とても難しいですが、どうしたらよいかを皆さんで考えていけたらよいと思います。世の中には、優しい言葉をかけてくれる大人も子供もたくさんいると実感しています。多くの方にご理解いただくための方法等について今後考えていきたいです。

元田会長：事務局では、心のバリアフリーに関して、中間評価の中でどのように整理していますか。

下笠幹事（都市計画課長）：心のバリアフリーについては、都市計画課だけではなく全庁的に取り組む課題であると認識しています。中間評価では、ハード事業を主に報告・評価しています。冊子の後半に、新型コロナウイルス感染症の影響や特定事業等の評価を整理していますが、その中で、ソフト面についても評価や今後の方向性を整理しています。教育については、今後計画に盛り込めるかどうか、教育委員会と調整を図り、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。まち歩きワークショップについては、次期基本構想への見直しの段階として、令和6、7年度あたりに開催できればと考えています。

澤井幹事（都市計画部長）：ハード整備を推進するといった点で都市計画課が主幹となっていますが、だからこそ心の問題が浮き彫りになってきている状況です。ハード整備もまだまだ完全ではないため、所管でしっかり方向性を見出していきたいと考えておりますが、心のバリアフリーについては全庁で関わってくるので、ハード整備でおさえる部分と意識の中でバリアフリーを実現する点について階層的に考える必要があると考えております。次の見直しでは都市計画課の枠を超えて、心のバリアフリーの推進について考えたいと思います。

齋藤委員：心のバリアフリー、ハードの使い方、ソフトの使い方について、すべての方がきちんと理解できているかが課題であり、設置して満足してしまっただけではいけないと思います。都市計画の要素も必要ですが、今後は教育機関の関係者も協議会に入っていた方がよいのではないのでしょうか。

福祉センターでの取組については、サービス介助士を取得する段階で知りました。心のバリアフリーに無関心な方が果たしてそこにたどり着くかと考えるとまだまだ課題があると思います。

20代以下の人は、小学校の総合的学習で福祉やボランティアについて勉強しており、卒業後すぐに福祉関連の職に就く人もいて感心しています。それ以上の年代の大人に対してどう周知するかが課題であり今後考えていく必要があると思います。

元田会長：他に何かご意見があればお願いします。この基本構想でバリアフリーのすべてが完結するわけではありませぬので、報告書の立ち位置を最初に明記した方がよいのではないのでしょうか。

下笠幹事（都市計画課長）：立ち位置としては、区として評価したものに對し、推進協議会のご意見をいただき、それを踏まえてとりまとめていきたい。

澤井幹事（都市計画部長）：みなさんでとりまとめた計画がどのように進んだのか、残りの期間どうやって進めていくのかについて、中間評価では心のバリアフリーに関する意見が多く挙がったことを整理

しつつ、改定に向けた課題として表現していきたいと考えております。今回の中間評価では、こういった対応となってしまいますが、ご意見をなかつたことにするわけではなく、何らかのかたちで表現させていただきつつ、新たな課題としてどう取り組むか、課題として何らかをお示ししたいと思います。

松田副会長：本日から参加させていただき、文脈がわかっていないこともあります、いくつか感じたことを述べさせていただきます。中間評価について、事業を実施したけど使い勝手が悪いところがあるといったご意見もありましたので、事業実施状況についても確認が必要であると思いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありますが、このあたりはできる範囲で取り組んでほしいと感じました。心のバリアフリーについては、教育面も非常に重要であり、総合学習の時間に出前学習を行っているといった事例もあります。だれが主体となるかという議論は全庁的に行っていただきたいと思います。心のバリアフリーは、なかなかわかりにくい考え方ですが、基本的には障害というのはその人の特質ではなく、そこに障害を起こさせている社会の仕組みにあるという、1つの考え方もあります。「障害の社会モデル」という考え方をよりわかりやすく説明することが今後の課題であると思います。

建築の立場としてやはりハード面の課題が気になっています。発達障害や自閉症、認知症など見えない障害に対して、いくつか支援が行われているのでそのあたりも取り入れていただきたいと思います。全区的に基本構想の枠を設定して、計画期間10年間の計画に着実に取り組んでおり、非常に先進的な取り組みだと思いますので、今後も進めていただきたいと思います。

元田会長；まだ発言のない方、感想でも良いのでお願いします。

飯田委員：5年前に難聴となり、3年前には白内障の手術を行いました。この3、4年間で心のバリアフリーの問題を強烈に感じています。朝日新聞に色弱障害に関する記事がありましたが、中間評価の中の重要な部分の色付けについても、わからない人がいると思いますので、この文書自体がバリアフリーでなくなってしまうと思いました。バリアフリーと関わりがあるかわかりませんが、健常者がこれだけの文書を読むのか、健常者は興味がないので読まないのではないかと気になりました。そういった根本的な課題が大きいのではないかと思います。また、歩道上になぜか自転車道があり、わからないことが多くありましたので今回会議に出席しました。

元田会長：技術的な部分については会議後にご確認をお願いします。

その他、全体として何かご意見があればお願いします。ご意見がたくさん出ましたので、まとめるのが大変だと思いますが、都市計画課、都市計画事業だけではまとめるには限界がありますので、中間評価ではどこまでカバーするのかというところを明確にしてもらえればと思います。中間評価ではこの部分をカバーし、他の部分については他の計画で対応する等の記載もあるとわかりやすいと思います。

松田副会長：篠原委員の地下鉄のエレベーターの鏡の設置については、基準範囲内なので、完了という位置づけでよいのかなと思いました。

6 その他

元田会長：その他、事務局から連絡事項はありますか。

下笠幹事（都市計画課長）：今後の予定ですが、本日頂いたご意見を踏まえ、中間評価（案）としてとりまとめます。その後、中間評価（案）を区議会に報告したのち、中間評価としてまとめてまいります。事務局からは以上です。

7 閉会

以上